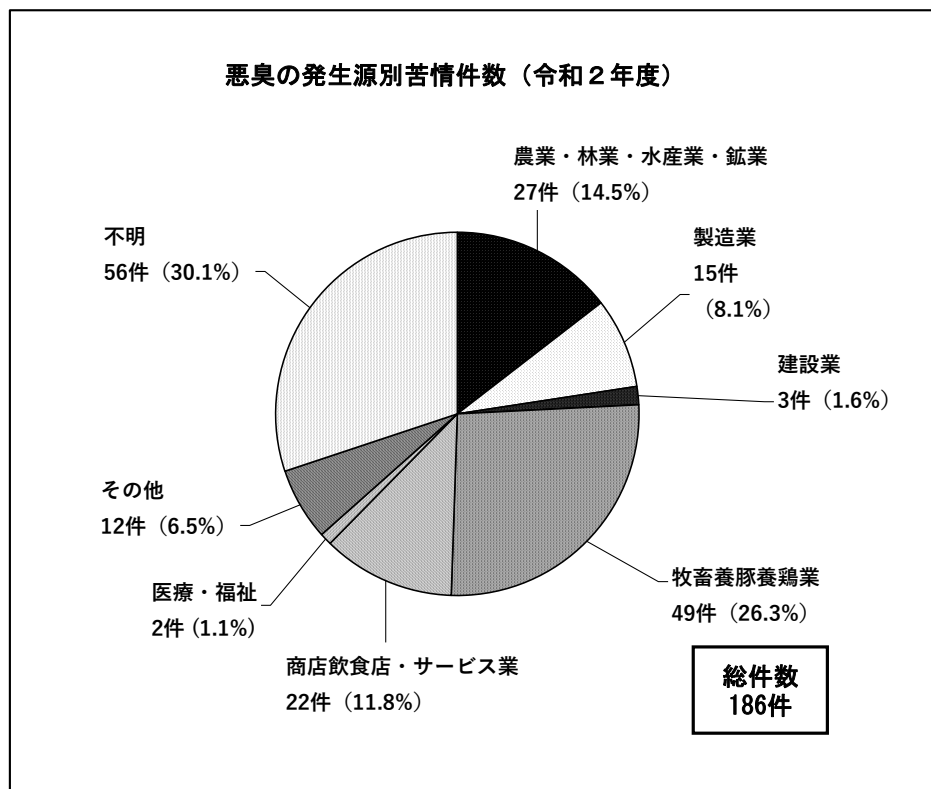


第6章 悪臭

第1節 悪臭の現況

悪臭は、人の感覚に直接訴える公害であり、また地域性の高い公害であるという点において、騒音、振動の公害と類似しています。

令和2年度の本県の悪臭苦情件数は186件で、発生源別にみると、発生源が明らかな苦情の中では牧畜養豚養鶏業に起因するものが49件（26.3%）と最も多く、次いで農業・林業・水産業・鉱業に起因するものが27件（14.5%）となっています。



第2節 悪臭の防止対策

悪臭防止法では、工場・事業場から排出される悪臭物質について規制地域を指定し、排出形態に応じて敷地境界線、気体排出口及び排水について濃度規制基準又は臭気指数規制基準を定めており、規制地域の指定及び規制基準の設定を知事（市については各市長）が行い、規制事務を市町村長が行うこととされています。

令和3年3月末現在、9市10町で規制地域を指定しています。

なお、悪臭物質は現在22物質が定められており、宮崎市においては敷地境界線での臭気指数規制、その他の市町においては敷地境界線での濃度規制を行っています。

また、市町村長は、規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、悪臭物質の排出防止設備等に関し、改善勧告、更に改善命令を行うことができるとされています（令和2年度勧告・命令件数実績：0件）。